

浄化槽の維持管理(メンテナンス)について

浄化槽は、微生物のはたらきを利用して、トイレや台所等からの排水を処理する装置です。浄化槽の使用にあたっては、3つの維持管理が法律(浄化槽法)で義務付けられており、浄化槽管理者(※)は、毎年、3つすべてを実施する必要があります。

これらの維持管理が適切に行われないと、浄化槽の能力が低下し、悪臭等の原因となってしまいます。きれいな水を守るためにも、3つの維持管理を必ず実施してください。

※浄化槽管理者:浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権限を有する者

1. 法定検査

一般社団法人 山梨県浄化槽協会へ依頼して実施

浄化槽からの放流水の水質が基準を満たしているか、浄化槽の保守点検や清掃が適正に実施されているか、浄化槽の機能が正常に維持されているか、浄化槽の設置状況に異常がないかなどを確認する検査です。



◎毎年1回

法定検査は保守点検や清掃と同様に、必ず行わなければなりません。

法定検査(11条検査)の料金は、浄化槽の大きさ(人槽)によって異なります。

処理対象人員	検査料金	処理対象人員	検査料金
10人槽以下	4,500円	11人槽～50人槽	6,500円

一般的な家庭用の小型浄化槽(10人槽以下)の場合、4,500円です。

○法定検査の申込先○ 一般社団法人 山梨県浄化槽協会
電話：055-288-1132 (所在地：甲府市西下条 965)

2. 保守点検

山梨県知事(甲府市内にあっては甲府市長)の登録を受けた保守点検業者へ依頼して実施

浄化槽の機能が良好な状態で維持されるよう、汚泥(微生物)の管理や槽内の装置・付属機器の点検、調整をする作業です。

◎おおむね 1年に3～4回(種類によって異なります。)

※登録業者の一覧は、ホームページに掲載しています。



山梨県 HP



甲府市 HP

3. 清掃

市町村長からの許可を受けた浄化槽清掃業者へ依頼して実施

浄化槽内にたまった汚泥の引き抜きや機器類の洗浄等を行います。

◎毎年1回以上 (全ばっき方式の浄化槽は、半年に1回以上)



○お問い合わせ先○ 山梨県 森林環境部 大気水質保全課 電話:055-223-1511
(所在地:甲府市丸の内 1-6-1 山梨県庁別館 1階)
甲府市内の 浄化槽について 甲府市 環境部 環境保全課 電話:055-241-4312
(所在地:甲府市上町 601-4 甲府市環境センター内)